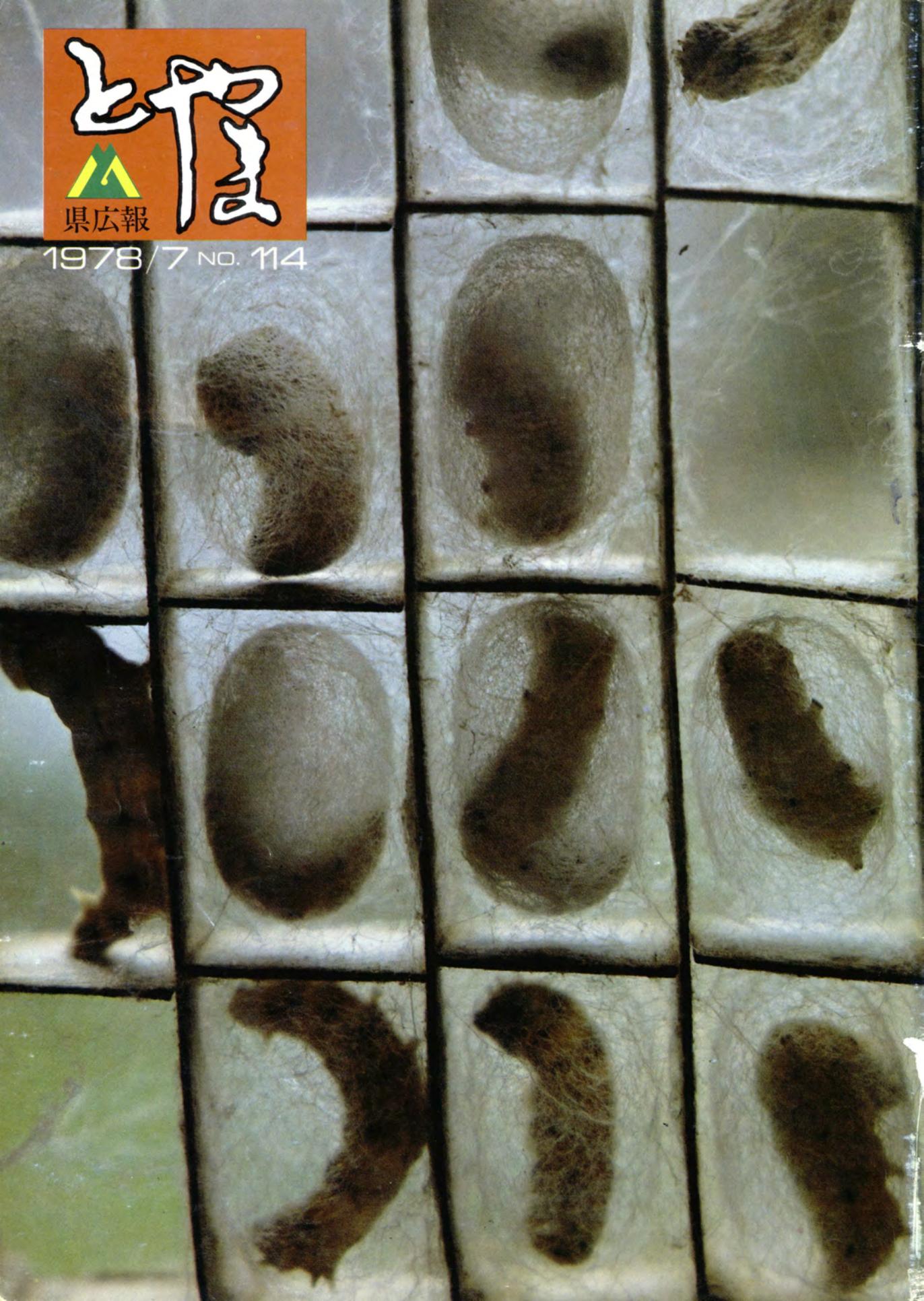


七
十
七
日



県広報

1978/7 NO. 114





無年金者にも
最後の
チャンスです。

ひとは
だれでもとしをとり
働けなくなり
避けることのできないその日々を
豊かで明るくするために
みんなの力で
虹の橋を架けましょう
豊かな明日に架ける橋
それが年金制度です。

あなたは年金をもらえますか？

表1. 年金加入25年の期間
(通算期間)

- つぎの期間をあわせて25年になりますか？
- つぎの年金制度に加入していた期間
 - 厚生年金保険
 - 船員保険
 - 国家公務員共済組合
 - 地方公務員共済組合
 - 私立学校教職員共済組合
 - 公共企業体職員等共済組合
 - 農林漁業団体職員共済組合
 - 国民年金
 (かけ金期間と免除をうけた期間)
 - 国民年金に希望すれば加入できる人の期間
 - ・36年4月以降に限られます。
 - ・加入していなくても期間は計算されます。
 - 1の(1)~(7)に加入している人の配偶者であった期間
 - 1の(1)~(7)から老齢・退職年金をうけることができた人の配偶者であった期間
 - 1の(1)~(7)から障害・遺族年金をうけていた期間
 - 恩給をうけていた期間

あなたも老後に年金をうけられますか。国民年金に加入しなければならぬのに加入しなかったり、長い間保険料を納め忘れていたり、年金はうけられません。としをとってから、あわててもあとの祭りです。でも、あきらめることはありません。七月から、昔の加入し忘れた

- 国民年金に加入する人
20才から59才までの日本国民で国内に住所のある人
- 必ず加入する人(強制加入)
 - 農業・漁業・林業に従事する人、開業医、弁護士などの自由業者、サービス業者
 - 厚生年金の適用されない事業所につとめている人
 - 日雇労働者・家事従業者
 - 上記①~③の家族
 - 夜間部の学生・各種専修学生
 - 希望すれば加入できる人(任意加入)
 - 職場の年金に加入している人の配偶者
 - 職場の年金や恩給をうけている人とその配偶者
 - 職場の年金をうける権利のある人とその配偶者
 - 昼間部の学生
 - 県、市町村議会議員とその配偶者
- り、かけ金をかけ忘れていた期間について特例で、国民年金かけ金がかけられるようになります。(表及び次頁参照)

ゆたかな
明日のために
今なら納められる昔の国民年金かけ金



●表紙
5 齢期(4 回脱皮した蚕)を終った蚕は 細い糸を 8 の字型に吐き出して繭をつくる



見本桑園と蚕業試験場本館



蚕の人工飼料は蚕業界の長い間の夢でした



新鮮な桑を保つための撒水作業

だといイメージは、現在の養蚕にはみじんもなく、近代化された飼育室には、桑の臭いのついた人工飼料を与えられた蚕が順調に生育しています。しかし一般養蚕家ではまだ桑が主体ですが、これにしても大きな桑葉をつけた枝を刈り取り、そのまま蚕に与え、しかも、その葉の上から撒水するというから、昔の養蚕技術からは考えられない省力化の進歩がうかがえます。

富山県蚕業試験場

婦倉部八尾町上新町2870 電話(0764)54-2914

付設 繭検査所
付設 八尾蚕業技術指導所
付設 秋津蚕業技術指導所
〒931-0193 富山県婦倉部八尾町北野5919の3
電話(07636)2-0362

あの美しい繭をつくる「蚕」を飼育することを養蚕といいますが、県蚕業試験場ではこの養蚕農家の技術指導や、蚕や桑の試験研究に余念がありません。明治二十九年、八尾町に蚕業学校が設立され、県に移管されてからは養蚕学校に昇格。大正十一年に蚕業試験場と改称した当時の歴史からみても、富山県が繭の生産にかけてきた意欲がわ



養蚕という労働がたいへんかかります。

掃立(卵から出た蚕に桑を与える最初の作業)

| | | | |
|----------------------|-------|--------------------|-------|
| 富山県蚕業試験場 | 表紙・表2 | ・水死事故が増えています | 17 |
| あなたは年金をもらえますか？ | 1~4 | ・夏山遭難は不注意から | 17 |
| 8mm映画とスライド「立山の自然と歴史」 | 5 | 少年をとりまく環境の浄化 | 19 |
| 待望の子撫川多目的ダム完成 | 6~7 | かしこい消費者シリーズNo.17 | |
| 広域基幹林道「大辻山線」の着工 | 8~9 | 果実飲料を考える | 20~21 |
| 郷土に関する図画・作文を募集 | 10~11 | トピックス 5月16日~6月15日 | 22~23 |
| ふるさとの民話④ | | 旧軍人恩給の請求はお済みでしょうか？ | 24 |
| 越中の桃太郎 | 12~13 | 大豆作りのポイント | 24 |
| 交通事故相談の手引② | | 県有美術品紹介シリーズ | |
| 請求できる損害 | 14~15 | 夕映 中山樵作 | 表3 |
| 夏の事故防止キャンペーン | | 自然に親しむ ふるさと歩道を... | 表4 |
| ・つゆどきの交通事故防止 | 16 | | |

この機会にかけ金をたしかめてください

●あなたは、二五年のかけ金期間がありますか
年金は、あなたの一生の結晶です。

人生には、いろいろのことがあります。職業がかわり、加入する年金制度がかわっても、年金をうけるためには、それぞれのかけ金期間（表1「年金加入二五年の期間」を合わせて、原則として二五年以上あることが必要です。この二五年に一月不足しても年金は受けられないことになっています。

六〇才まで、二五年のかけ金期間をつくるには、遅くとも三五才からかけ金をしなければなりません。

●四八才以上の人の特例
あなたは何年必要ですか
昭和五年四月一日以前に生まれた人は、生まれ年によって表

2のように、この二五年が、十年から二四年あればよいことになっています。

この特例で、期間を短縮される人のかけ金期間の計算は、昭和三六年四月から六〇才になる前月までに限られます。あなたは、何年必要ですか。表2をごらんください。

●三五才以上の人は要注意

三五才から六〇才まで二五年。これはあたりまえのことですが、年金にとってはたいへん意味があります。三五才をすぎても、どの年金にも加入していない人は、将来年金をうけられないことを覚悟しなければなりません。

三五才をすぎている方は、これまで年金のかけ金をした期間と、これから六〇才になるまでの期間を合せて二五年になるかチェックしてください。

表2 年金受給資格期間の特例

| 生年月日 | 最低必要な期間 | |
|------------|---------|--------|
| | 老齢年金 | 特例老齢年金 |
| 明44年4月2日以降 | | |
| 明45年4月1日以前 | | 4年1月 |
| 大2年4月1日 " | | 5年1月 |
| 3年4月1日 " | 10年 | 6年1月 |
| 4年4月1日 " | | 7年1月 |
| 5年4月1日 " | | |
| 6年4月1日 " | 11年 | |
| 7年4月1日 " | 12年 | |
| 8年4月1日 " | 13年 | |
| 9年4月1日 " | 14年 | |
| 10年4月1日 " | 15年 | |
| 11年4月1日 " | 16年 | |
| 12年4月1日 " | 17年 | |
| 13年4月1日 " | 18年 | |
| 14年4月1日 " | 19年 | |
| 15年4月1日 " | 20年 | |
| 昭2年4月1日 " | 21年 | |
| 3年4月1日 " | 22年 | |
| 4年4月1日 " | 23年 | |
| 5年4月1日 " | 24年 | |
| 5年4月2日以後 | 25年 | |

（保険料を納めた期間が1年以上10年未満の人に特例として支給）

そのままでかけ金をつづけてください。万が一、期間が不足する人は、今度の特例のかけ金を、すぐかけなければなりません。

●かけ金期間のチェックは、年金手帳で



あなたの年金のかけ金期間のチェックは、お手元の年金手帳、国民年金手帳、厚生年金被保険者証、あるいは船員保険記号番号証（あるいは船員手帳）などでできます。この年金手帳などが、お手元になかったり、あってもかけ金していた期間が、はっきりしない方は国民年金の期間については、市町村の国民年金係へその他の年金の期間については、おつとめになっていた会社などへ、ご相談ください。なお、それぞれの年金をとりあつかっているところは、つぎのとおりです。

国民年金——市町村の国民年金係
厚生年金——社会保険事務所
船員保険——県庁保険課
共済組合の年金——つとめていた官公庁など

今からでも遅くない!!国民年金への加入

国民年金は、厚生年金などのような職場の年金に加入できない人が、加入しなければならぬ年金制度です。

年金のかけ金期間をチェックしてみても、どの年金にも入っていない期間は、国民年金に加入できる期間です。

長い間、加入の手続きをしないでいて、これから加入しても年金をもらえないとあきらめている人はいませんか。

でも、あきらめないでください。こういう人でも国民年金に強制加入の期間があれば、無年金者にならないように、いまから加入の手続きをして、さかのぼってかけ金をして年金をうけられるようになりました。

【サラリーマンの奥さんなどのように、国民年金の任意加入となる期間（二頁の図をごらんください）は、この特例のかけ金はできません。】

●かけ忘れのかけ金は、すぐ納めてください

国民年金に加入していたが、長い間かけ忘れていて、年金がうけられなくなっている人も、さかのぼってかけ金をすることができます。

《特例のかけ金は1か月4,000円です。》

この特例でかけ金できるのは、強制加入期間で2年以上たったもので、かけ金は1か月4,000円です。

納める方法は、まとめて納めることもできますし、55年6月30日までの2年の間に分割して納めることもできます。

| (例) | まとめて納める | 分割して納める |
|-----------------|----------|------------|
| 1年(12月) 分を納める | 48,000円 | 毎月 2,000円 |
| 5年(60月) 分を納める | 240,000円 | 毎月 10,000円 |
| 10年(120月) 分を納める | 480,000円 | 毎月 20,000円 |

年金を大きくするチャンス



年金かけ金期間が不足する人だけでなく、六〇才までに資格のつく人でも、昔、かけ忘れた期間のある人は、この機会にかけ金をして将来うける年金額を多くしておくことができます。現在、サラリーマンの奥さん

で任意加入している人でも、結婚前に強制加入の期間を持っていると、この特例納付で、年金額を多くしておくことができます。

国民年金の年金額は、次頁のように計算されます。

県教育委員会のスタッフが、関係者と力を合せて、立山にスポットを当てて制作した、8ミリカラー映画二本とカラースライドが完成しました。

県民が誇りとする富山県のシンボル「立山」。四季が作り出す美しい自然と、先人が残したすばらしい文化遺産。きびしさに耐え、生き抜いてきた郷土富山の立山の歴史をカメラの目で探ったこの教材は、私たちの郷土感を深めるために格好のものとして好評を得ています。

諸会合に気軽にご利用ください。



この立山の歴史を(1)開山(2)信仰(3)歴史的発展(4)現在の登山の

する人が多い。しかし、そのことを正しく理解している人は意外に少ない。そこで、立山火山を中心に、立山の生い立ちや地形・地質、そこを生活の場としている動植物の実態の一端や、四季の美しい景観などを集録したものです。この映画は、立山についての理解の深まり、



百聞は一見にしかず まずご利用を

- 作品(映画・スライド共)は
- ・富山県科学教育センター
 - ・魚津市視聴覚ライブラリー
 - ・富山市視聴覚教育センター
 - ・高岡市視聴覚教育センター
 - ・東砺波郡・砺波市視聴覚教育協議会の機関にあります。

郷土の学習教材
立山の自然と歴史 完成
8ミリ映画とスライド
諸会合にご利用下さい

立山の歴史 ●8ミリカラー映画20分

大伴家持が万葉集に(立山に)
多知夜麻余(降りおける雪を)
布里於家流由伎乎(常夏に)
登己奈都余(見れどもあかず)
見礼等母安可受(神からならし)
加武賀良奈良之

とうたった霊山立山は、富士山白山と並び日本三霊山のひとつとして、古くから尊ばれ信仰の霊地として長い歴史を秘めています。

立山の自然 ●8ミリカラー映画20分

立山について「立山火山」とか「立山カルデラ」など口々に姿などを通じて、県民の心のふるさとを探ったものです。

立山の歴史の流れが総括的に理解できるよう制作されており一般にはみることができない文化財等が数多く収録されています。

さらには開発と自然保護についての認識の高まりと、郷土愛や国土愛護の心の形成等を願って編集されています。



六〇才をすぎた人でもかけられます

すぐ手続きを

- ①(1,300円×かけ金を納めた月数)×1.167
②500円×(300月-加入期間の月数)×1.167
(必要な期間が10年~24年に短縮される人のみ加算されます。)
③200円×付加保険料を納めた月数
(付加保険料を納めた人にも加算されます。)
年金額=①+②+③

明治四四年四月二日以後に生まれ、現在六〇才をすぎて、国民年金の加入年齢でなくなった人でも、五九才までの間に、加入しなければならぬ期間があつた人は、五五年六月三〇日までの間に、加入の手続きをして、かけ金をさかのぼって加えることができます。

はかけ忘れてあつた人も、かけられます。

●六五才以上の人は すぐ年金をもらえます

六五才以上の人は、かけ忘れのかけ金をかけて、年金をうけられる期間ができると、その翌月から年金をもらえますから、できるだけ早くかけてください。

●注意したいこと

六五才以上でかけ金をした期間が四年一か月または五年一か月になると、特例老齢年金をうけられることになり、それ以後はかけ金をすることができなくなります。しかし、この年金額は十年年金よりかなり低額です。十年年金をもらえらるうに、最後にはまとめてかけることをおすすめします。



国民年金についてのご相談は

市町村の国民年金課(係)

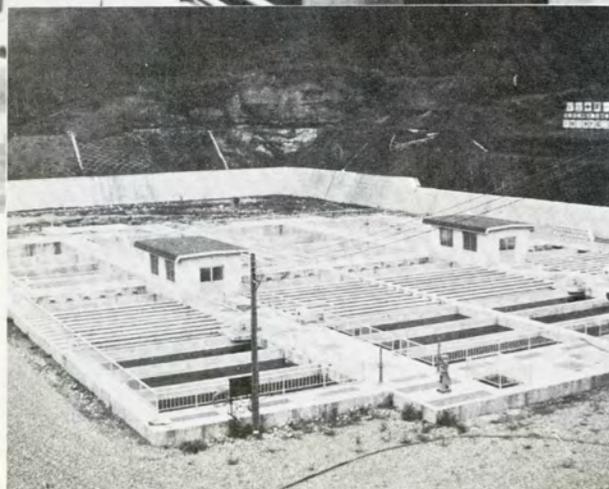
- 富山県国民年金課 ☎(0764)32-8637
富山社会保険事務所 ☎(0764)32-9282
高岡社会保険事務所 ☎(0766)21-0057
魚津社会保険事務所 ☎(0765)24-1494

特例のかけ金は
五五年六月三〇日が
期限です

こうした特例は、これまでも二回ありましたが、今回が本当の最後です。

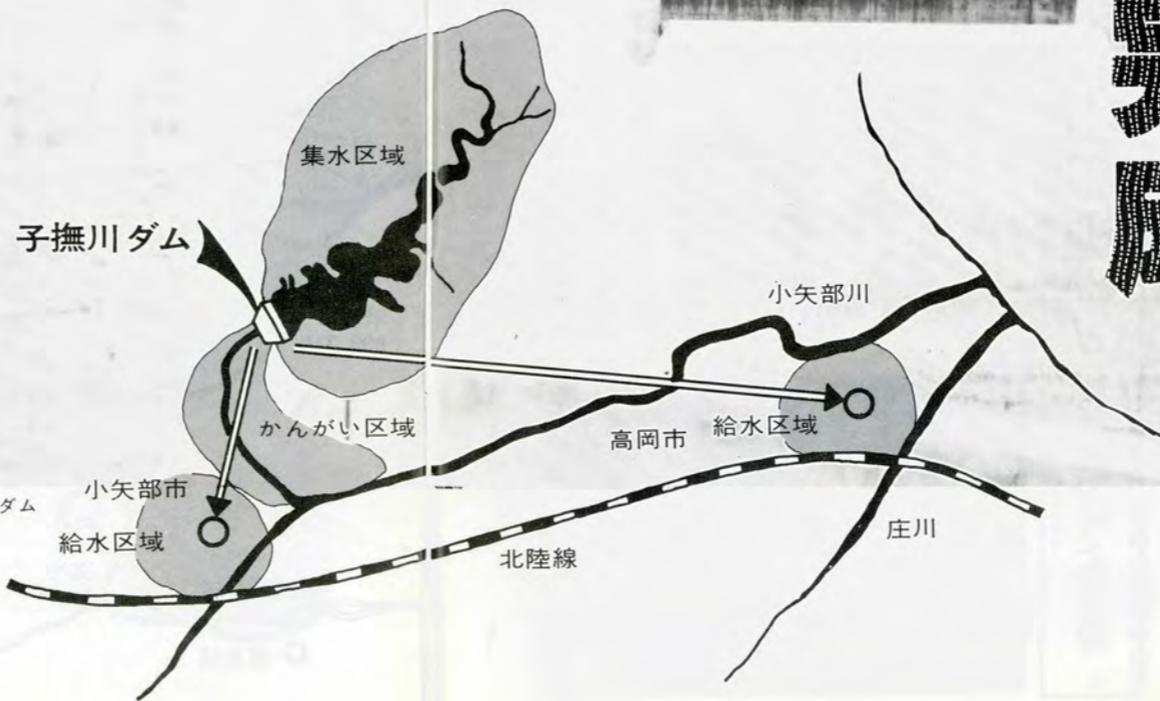
今回は、五三年七月一日から五五年六月三〇日までの二年間ですが、思いついたときが吉日です。すぐ手続きをしてください。

なお、加入の手続きやかけ金の手続きは、市町村役場の国民年金係へおいでください。かたんにできません。



▲管理塔屋上から見た子撫川ダム

◀子撫川浄水場



待望の 子撫川 多目的 ダム完成



宮崎峽の一の滝

去る六月一日に完成式を終えた子撫川ダムは、富山・石川県境に源を発し、小矢部市において小矢部川に合流する子撫川の中流部に位置し、高さ四五メートル、長さ二二四メートル、体積五五万立方メートルのロックフィルダムです。

子撫川は、過去しばしば洪水による被害を受けており、特に昭和二七年と三九年に大水害を出しました。また、下流域は肥沃な水田が発達していますが、年々用水の不足に悩まされており、加えて都市への人口集中と地下水位の低下により水道水の需要が年々増大しています。

子撫川ダムは、このような状況に対処するために、洪水調節と不特定用水の確保及び水道用水の供給を目的とする多目的ダムとして計画されたもので、小矢部市森屋地内に総事業費六〇億円をもって昭和四八年に着工し、五年有余の歳月を経て完成したものです。

この完成によって、ダム地点の計画高水流量が毎秒三九〇立方メートルのうち二二〇立方メートルを調節することができ、下流沿岸二二〇ヘクタールの耕地に対し夏季の渇水補給を行うとともに、小矢部市・高岡市等に日量六万立方メートルの上水道用水を供給することになります。

子撫川に実現したこのロックフィルダムは、景勝宮崎峽と調和し、より雄大な景観を呈し、市民の憩いの場としての機能も期待されております。

図に見られるような広域基幹林道「大辻山線」が着工されます。

この林道は、上市町と立山町にまたがる長大（直接利用区域一、七七四ヘクタール）な森林資源を開発することはもちろん、水資源のかん養、国土の保全等森林のもつ多面的な機能を高度に発揮させるものです。上市町の東種集落から、高峰山南部を峰越えして、立山町の芦峠寺集落に達する総延長一九・八キロという骨格的林道となるもので、その開設は古くから地元住民の願望でした。

大辻山林道への 接続林道

県では地元の要望から、すでに次の林道を開設しています。

- 上市町側＝東種地内の町道追分線を起点として、幅員三・六キロ延長五、八〇〇の県営奥地林道「小又川線」。
- 立山町側＝芦峠寺地内の町道芦峠寺五号線を起点に、幅員四キロ延長三、四六七の普通林道

（幹線）「来拝山線」

大辻山林道は 延長一〇・五キロ

事業費七億三、七〇〇万円

この既設林道小又川線と来拝山線を連結して、拡大造林を推進し、地元林業労働者の安定的雇用と、天然スギの有効利用を図ろうとするもので、五三年度予算で延長一〇・五キロ、事業費七億三、七〇〇万円の新規事業として採択されたのが、広域基幹林道「大辻山線」です。

森林レクリエーション の振興にも

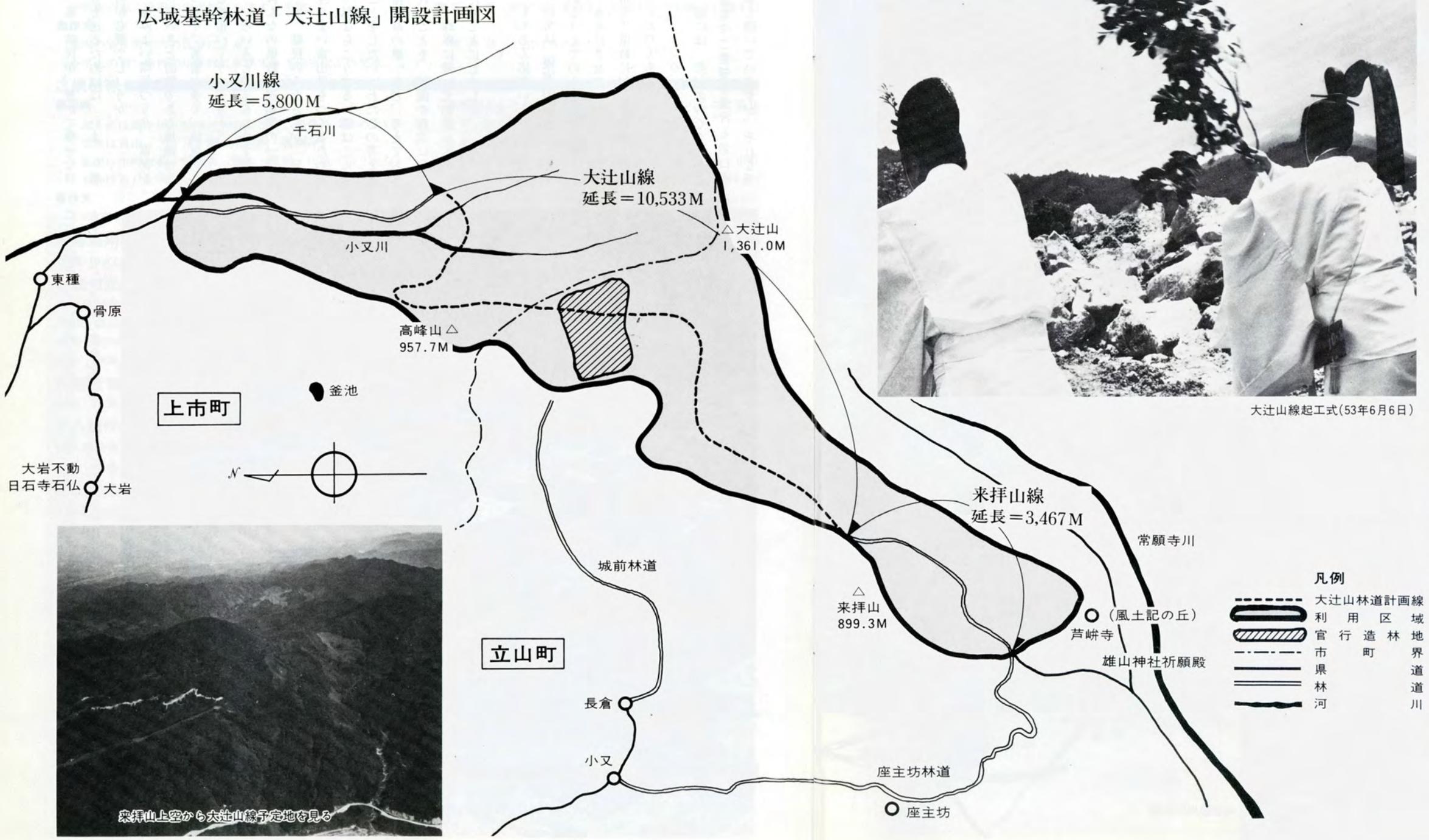
この林道が完成するのは八年后になりますが、広大な奥地森林資源が、緑豊かな人工林に変相し、林業経営の合理化と相まって、林業の振興はもちろん、地域流通の円滑化や森林レクリエーションの振興等、地域格差の解決に大きな役割を果たすものと期待されています。

広域基幹林道 大辻山線の着工



大辻山線起工式(53年6月6日)

広域基幹林道「大辻山線」開設計画図



来拝山上空から大辻山線予定地を見る

1 テーマ

● 図画

「わたしの夢みる郷土」

「こんなところに住みたい。富山県にこんなものがあるといい。わたしの考えた町や村。今住んでいるところが、将来こうなったらいいとか、こうして欲しい等、児童生徒の夢や希望を描いた作品。」

● 作文

小・中学生の部 「わたしの夢みる郷土」
(図画と同趣旨の文章)

高校生・青年の部 「地域社会での私の役割」

「住みよい地域社会をつくるために若い世代の果たすべき役割についてまとめた文章。」

一般の部 「住みよい地域社会づくり私の主張」

「住みよい地域社会をつくるための提案、意見、構想等をまとめた文章。」

2 応募資格

● 図画

小学生の部 県内の小学校に在学する4年生以上の児童。
中学生の部 県内の中学校に在学する生徒。

● 作文

県内の居住者で次の区分による。
小学生の部 県内の小学校に在学する4年生以上の児童。

中学生の部 県内の中学校に在学する生徒。
高校生の部 県内の高校に在学する生徒。
青年の部 中学校卒業以上(高校在学を除く)29才以下のかた。
一般の部 上記以外のかた。

3 規格等

● 図画

- ・大きさは四つ切(54cm×39cm)とし、規格外は認めない。
- ・手法は自由(クレヨン画・水彩画・版画等)
- ・裏面に市町村名・学校名・学年・性別・氏名(ふりがなをつける)を明記してください。

● 作文

・400字詰原稿用紙8枚以内。

- ・各部門ともそれぞれのテーマにそった内容のものに限ります。題名・副題は自由につけてください。
- ・なお、原稿用紙半枚に
 - ◇小学生・中学生・高校生の部にあつては、題名・市町村名・学校名・学年・性別・氏名(ふりがなをつける)を明記してください。
 - ◇青年の部・一般の部にあつては、題名・住所・氏名を。

4 募集期間

図画・作文ともに7月1日(日)～9月20日(木)までです。

5 送付先及び問合せ

富山県知事公室広報課

〒930 富山市新総曲輪1番7号
電話 (0764)31-4111内線467～470
(1)小・中学生の部の図画・作文

在籍学校において取りまとめのうえ、市町村教育委員会(学校教育担当課)を経由し、広報課へ送付することになっています。

(2)その他
各自、広報課へ送付してください。

6 審査

図画・作文とも審査委員会を設けて審査します。

7 入選作品の発表

- (1)入選発表 昭和53年10月に発表します。
- (2)小・中学生の図画・作文及び高校生の作文については、本人または所属学校長あてに、青年の部及び一般の部の作文については、本人あてに通知します。

8 表彰区分及び表彰式

(1)表彰作品の区分並びに賞金及び賞品は、次のとおりです。

● 図画

| 小学生の部・中学生の部それぞれに | |
|------------------|-----------|
| 最優秀賞 | 1点 賞状及び賞品 |
| 優秀賞 | 2点 " |
| 佳作 | 10点 " |
| 入選 | 多数 賞品 |
| 参加賞 | 応募者全員 " |

| 参加賞 応募者全員 " | |
|-------------|-----------|
| 高校生の部 | |
| 最優秀賞 | 1点 賞状及び賞品 |
| 優秀賞 | 2点 " |
| 佳作 | 5点 " |
| 入選 | 数篇 賞品 |

| 青年の部・一般の部それぞれに | |
|----------------|--------------|
| 最優秀賞 | 1点 賞状及び賞金5万円 |
| 優秀賞 | 1点 " 3万円 |
| 佳作 | 3点 " 1万円 |
| 入選 | 数篇 |

● 作文

| 小学生の部・中学生の部それぞれに | |
|------------------|-----------|
| 最優秀賞 | 1点 賞状及び賞品 |
| 優秀賞 | 2点 " |
| 佳作 | 5点 " |
| 入選 | 数篇 賞品 |

(2)表彰式の日時・場所は、本人または所属学校長あてに通知します。

9 その他

(1)入選作品の著作権は、主催者に帰属し、また、入選作品以外の応募作品についても主催者において展示会等に利用できるとします。

(2)応募作品は返却しません。

10 主催 富山県/富山県教育委員会

みんなの県政推進事業

第2回 郷土に関する図画・作文を募集

地域社会への夢や希望・役割など

富山県民が、豊かで幸せな日々を送るためには、いま、一番何が必要でしょうか。

住みよい環境づくり。県民がいきいきと活動できる地域社会づくり。若者が多く、活気のある都市づくり……etc。

いろいろな考えられますが、みんなの県政推進事業の一環として、県民のみならず、日頃住みよい富山県をつくるために「私ならこうする」「僕はこんなことをしたい」「わたしの考える富山県の夢」など、考えておられることを、図画や作文に記して、昨年に続いて応募していただくことにしました。

◇

◇

もちろん応募いただいた図画や作文は、優秀問わず県政をすすめるうえでのみならず、声として参考にさせていただくもので併せて県政に対して理解を深めていただくものです。

◇

◇

県には、県民のみならずのご意見やご要望を受ける窓口を多く開いています、それなり



昨年応募された図画作品の審査風景(県庁大ホールで)

にご利用されている向きもありますが、どうぞこの機会を利用して、決められたテーマに従って「この図画や作文で、私も県政の推進に一役果たすのだ」というお気持ちで応募ください。



越中の桃太郎

ぶん・石崎直義
え・久米宏一

解説

これは、小矢部市植生の上田はるさんという、今年九十四歳の老嫗が語ってくださった民話である。
全国的な桃太郎話とちがっているが、なかなか味わいの深いものがある。

むかし、むかし、あるところに、お爺とお婆が仲よく住んでた。

ある日、お爺は山へ柴かりに、お婆は川へ洗だくに行った。ジャブジャブと川水ですすいどると、川上の方から桃が一つ、ドンブリコ、ドンブリコと流れてきた。お婆は、「こつちへこい、こつちへこい」といつ、目の前へ流れてきた。喜んで拾うて食へてみたら、うまてうまてかなわなんだと。それで、こんなうまい桃なら、お爺にも食へさせてあげたいと思つて、

「桃や、桃や、もひとつ流れてこい。こつちへこい」といつてみた。そしたらまた一つ、ドンブリコ、ドンブリコと流れてきた。それを拾うて帰り、米びつの中に入れて、

お爺のもどつてくるがを待つとつた。

夕方ごろ、柴かついでお爺が山からもどつてこつた。さつそくお婆はいうた。

「お爺、お爺、ひどいうまい桃が一つあるさかえ、食へまつしやい」

お爺は喜んで、米びつのふたを開けたら、中からかわいらしい男の子が一人とび出た。

一人は腰をぬかさなばかりにびつへりした。

「これは有難い。」この子はお爺のものじや

とお爺がいつと、お婆も、

「これはつれしい。この子はお爺のものじや」といつたが、そつだんして、二人のなか

まの子にすることにしたと。

子どもの名まえは、桃から生まれたもんで

桃太郎とつけてやつて、だいにだいにしつて育てた。一日一日大きくなって、ひと月ほどの間に、元気な若者になつたと。
毎日毎日、家の野ら仕事の手伝いしてくれだので、お爺とお婆は良い子をさずかつたといつて有難がつた。そして、親子三人、仲よく暮らしてあつたと。

あるとき、お爺とお婆は、一生の願いにしつた京都のご本山（本願寺）へまいつてくることがした。

これを聞いた桃太郎は、
「それは良いことじやが、年より二人だけで遠い旅へいかつしやるのは、心配だから、わじもいつしよにいつてあげるぢや」といつた。お爺とお婆は安心して、三人連れ

だつて京都の方へ歩いていつた。十日ほどかかつて着き、ご本山にまいり、あつちこつち名所の見物をした。

ある日、三条の大橋までいつたら、お爺とお婆がちよつとだやあなつたもんで、二人とも橋のらんかんによろかかつて休んだ。ところが、どつしたひょうしか、桃太郎がドンブリと鴨川へ落つちたがじや。お爺とお婆は、

「ありやりや、大へんだ、大へんだ」と大声をあげて助けようとしたが、桃太郎は、

「お爺い、お婆ア、長い間かわいがつてもろつて有難う。そへさいでいづつしやいぢや。さいなら」といつた。



そして、いつのまにか、もとの桃になつてドンブリコ、ドンブリコと下の方へ流れ

ていつて、見えんようになつてしまつた。語つても語らなくてもそつちのものかたう。



請求

求

できる

損害

害

交通事故によって生じた損害の全部について請求することができますが、一口に損害といつてもその内容にはいろいろな要素があつて複雑です。そこで、一般的に損害といわれている主なるものをあげてみますと、次のようなものがあります。

死亡のとき

逸失利益

交通事故にあわず生きておれば将来得られたはずの利益のことです。この計算には、本人が生きて働いておれば得られたはずの収入から死亡したためになくなった生活費を差し引き、死亡時の年齢から六十七才ぐらゐまでの年数を掛け、いまこれを一時に受け取るとし、その期間の利息を差し引く「ホフマン計算方法(年毎単利計算)」を用いています。算式(年間収入-年間生活費)×ホフマン係数=逸失利益。

- 1、収入額が明確な場合
たとえば、給料生活者などは事故前三カ月間の月給の平均をとり、日給者にあつては、事故前三カ月間の平均稼働日数に日給を乗じた金額を月収とみてよいでしょう。
- 2、収入額が不明確な場合
被害者が職業に就いていることは明白でも、その所得がはっきりしない場合、たとえば、家族で事業を営んでいるようなものは、その事業(農業・商店・

就労可能年数と新ホフマン係数表

(1)18才未満の者に適用する表 (2)18才以上の者に適用する表

| 年齢 | 幼児・学生・無職者 | | 有職者 | | 年齢 | 就労可能年数 | | 就労可能年数 | | 年齢 | 就労可能年数 | | 就労可能年数 | | | |
|----|-----------|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|----|--------|--------|---|--------|----|---|-------|
| | 就労可能年数 | 係数 | 就労可能年数 | 係数 | | 才 | 年 | 才 | 年 | | 才 | 年 | 才 | 年 | | |
| 0 | 49 | 16.419 | 67 | 29.022 | 18 | 49 | 24.416 | 38 | 29 | 17.629 | 58 | 9 | 7.278 | 78 | 3 | 2.731 |
| 1 | 49 | 16.716 | 66 | 28.793 | 19 | 48 | 24.126 | 39 | 28 | 17.221 | 59 | 8 | 6.589 | 79 | 3 | 2.731 |
| 2 | 49 | 17.024 | 65 | 28.560 | 20 | 47 | 23.832 | 40 | 27 | 16.804 | 60 | 8 | 6.589 | 80 | 3 | 2.731 |
| 3 | 49 | 17.344 | 64 | 28.325 | 21 | 46 | 23.534 | 41 | 26 | 16.379 | 61 | 8 | 6.589 | 81 | 3 | 2.731 |
| 4 | 49 | 17.678 | 63 | 28.087 | 22 | 45 | 23.231 | 42 | 25 | 15.944 | 62 | 7 | 5.874 | 82 | 3 | 2.731 |
| 5 | 49 | 18.025 | 62 | 27.846 | 23 | 44 | 22.923 | 43 | 24 | 15.500 | 63 | 7 | 5.874 | 83 | 2 | 1.861 |
| 6 | 49 | 18.387 | 61 | 27.602 | 24 | 43 | 22.611 | 44 | 23 | 15.045 | 64 | 7 | 5.874 | 84 | 2 | 1.861 |
| 7 | 49 | 18.765 | 60 | 27.355 | 25 | 42 | 22.293 | 45 | 22 | 14.580 | 65 | 6 | 5.134 | 85 | 2 | 1.861 |
| 8 | 49 | 19.160 | 59 | 27.105 | 26 | 41 | 21.970 | 46 | 21 | 14.104 | 66 | 6 | 5.134 | 86 | 2 | 1.861 |
| 9 | 49 | 19.574 | 58 | 26.852 | 27 | 40 | 21.643 | 47 | 20 | 13.616 | 67 | 6 | 5.134 | 87 | 2 | 1.861 |
| 10 | 49 | 20.006 | 57 | 26.595 | 28 | 39 | 21.309 | 48 | 19 | 13.116 | 68 | 5 | 4.364 | 88 | 2 | 1.861 |
| 11 | 49 | 20.461 | 56 | 26.335 | 29 | 38 | 20.970 | 49 | 18 | 12.603 | 69 | 5 | 4.364 | 89 | 2 | 1.861 |
| 12 | 49 | 20.938 | 55 | 26.072 | 30 | 37 | 20.625 | 50 | 17 | 12.077 | 70 | 5 | 4.364 | 90 | 2 | 1.861 |
| 13 | 49 | 21.442 | 54 | 25.806 | 31 | 36 | 20.275 | 51 | 16 | 11.536 | 71 | 5 | 4.364 | 91 | 2 | 1.861 |
| 14 | 49 | 21.971 | 53 | 25.535 | 32 | 35 | 19.917 | 52 | 15 | 10.981 | 72 | 4 | 3.564 | 92 | 2 | 1.861 |
| 15 | 49 | 22.530 | 52 | 25.261 | 33 | 34 | 19.554 | 53 | 14 | 10.409 | 73 | 4 | 3.564 | 93 | 2 | 1.861 |
| 16 | 49 | 23.123 | 51 | 24.984 | 34 | 33 | 19.183 | 54 | 13 | 9.821 | 74 | 4 | 3.564 | 94 | 1 | 0.952 |
| 17 | 49 | 23.750 | 50 | 24.702 | 35 | 32 | 18.806 | 55 | 12 | 9.215 | 75 | 4 | 3.564 | 95 | 1 | 0.952 |
| | | | | | 36 | 31 | 18.421 | 56 | 11 | 8.590 | 76 | 4 | 3.564 | 96 | 1 | 0.952 |
| | | | | | 37 | 30 | 18.029 | 57 | 10 | 7.945 | 77 | 3 | 2.731 | 97 | 1 | 0.952 |



食堂など)の年純収益に対する被害者の寄与分を収入額とします。この寄与の度合をいくらにみるかについては、家族の構成事業における本人の役割等が認定の要素になります。裁判例として次のようなものがあります。

- 夫婦で飲食店を営んでいた場合、妻の寄与率を三分の一
- 夫・妻・長男・次男の四人で家内鉄工業を営んでいた場合、妻の寄与率を三分の一
- 病弱な夫とともに写真業を営んでいた妻の寄与率を二分の一
- 夫・妻・子で青果業を営んでいた夫の寄与率を十分の七



ておりませんが、主婦としての仕事自体の価値を無視することができませんので、裁判所では統計による女子勤労者の平均賃金を基準にして算定されているようです。

4、無職者の場合

原則としてこれらの者の死亡による逸失利益は認められませんが、心身ともに健全で将来十分働く意思と能力をもっている者については、年齢・性別・健康状態・家族の状況・失業したいきさつ等のいろいろな事情を考慮して、その就職見込みの最も高い職種の平均賃金を参考にして認められた裁判例があります。

葬祭費

葬祭費は、葬儀費、接待費、追善供養費等が入ります。

慰謝料

慰謝料とは、被害者の死亡による被害者本人の精神的苦痛と

その近親者(被害者の父母・配偶者・子)の精神的苦痛に対する損害賠償です。

けがのとき

らっておくことが必要です。そして裁判所では、労働省がだしている「後遺障害等級表」および「労働能力喪失率表」を参考とし、後遺症の程度・被害者の職種・年齢・性別などを考慮して損害額を算定しているようです。

治療関係費

入院や通院に要した治療費、付添看護費、入院雑費、交通費等全治するまでの支出費用を請求できます。

休業補償費

治療の期間中、得られなかった給与、または店を休んだために得られなかった収入などです。

後遺障害による逸失利益

負傷したところが治っても、身体に生涯残る肉体的・精神的障害のためこれまでどおり働けなくなった場合の損害です。この損害の算定は後遺症の部位・程度などによってちがいますので、医師の詳細な診断書、それも症状が固定した後のものをも

慰謝料

死亡のところで説明したとおりですが、けがのときは被害者本人だけの請求になります。例外として、大きなけがで「死にも等しい苦痛」があるような場合には近親者の慰謝料が認められた例があります。

なお、後遺障害があるときは、「労働能力喪失率表」を参考に算定した逸失利益のほかに、慰謝料が別に認められています。ただし、むちうち障害の場合には相当減額されています。

つゆぎきの交通事故防止

例年つゆどきになると、交通環境が悪くなるため、交通事故の危険が増大します。

雨の日の運転は、雨やガラスの曇りで視界が悪くなるうえ、路面が滑りやすく停止距離が長

くなるなど、悪条件が重なります。一方、歩行者もカサ等で見通しが悪くなり、車が近づいても気がつきにくいものです。そこでつぎのことに気を配りましょう。

車の点検整備の励行

雨の日の安全運転には、車の点検整備は欠かすことはできません。ハンドルに大きなガタはないか、ブレーキは十分に効くか、タイヤの空気圧は適当か、ウインドワイパーはよく動作するか、灯火は正しくつくかなどについて、点検整備を怠らないようにしましょう。特にワイパーの作動が悪いと、視界を保つことができまので、つねに整備し、雨の降り始めなどには、他の車の泥はねや、油あかなどで見えにくくなることがあるので、ウインドウオッシャー洗浄液できれいにしておきましょう。また車内のガラスが曇

ることが多いので、デフロスタの作動や側面ガラスを開けて視界を保つようにしましょう。

スピードは控え目

車間距離は十分に

雨の日は、視界が悪く路面がすべりやすくなって停止距離も長くなるので、晴天のときより二十パーセント、速度を落とし、また車間距離を十分にとるようにしましょう。

急発進、急ブレーキ

運転をやめよう

急発進、急ハンドル、急ブレーキなどの操作は、横滑りの原因となり、また路肩に寄りすぎたり、レールや鉄板の上の通行は思わぬ事故が発生しますので避けてとおりましょう。そのほか、深い水たまりを通行して、ブレーキが効かなくなって事故を起こすこともあるので、十分に注意しましょう。万一ブレーキが効かなくなった場合は、ブレーキペダルを数回踏んで、ブレーキシューを乾かすようにし、完全に効くまではスピードを落としましょう。

歩行者は明るい

目立つ服装を

歩行者は、運転者から見えやすいように、なるべく明るい目立つ色のものを着用するとともに、夜間にあつては、反射材の

活用を心がけるようにしましょう。

また雨でころびやすくなって、無理な横断や飛び出しは、絶対にしないようにしましょう。

暦をみると六月十一日が入梅です。

この日を境に梅雨に入るといってではなく、あくまでも農作業などの目安にしているものです。

実際の梅雨は、地方によつて、また、年によつて違います。

「つゆ」の語源は、梅の実がみのあるころの長雨といふこと、中国の明の時代につけられたようです。

日本では古くは「さみだれ」と呼び、江戸時代になつてから、「梅雨」と呼ぶようになりました。

つゆ「梅雨」

さて、梅雨と聞くと、とくさくさする日も雨の日が続くように思いがちですが、ときどき梅雨の中休みがあります。

これは、低気圧が日本列島から遠ざかるとき、梅雨前線を南下させたり、逆に北に押し上げるため、よく晴れます。ときには晴れの日が毎日続いて、中休みという感じになることがあります。

中休みを境にして、梅雨も前期のわりにおだやかな雨の降り方から、後期の豪雨のような降り方にも変わりますから注意しましょう。

夏の事故防止キャンペーン



水死事故が増えています

保護者もおとなも施設の管理者も

もっと注意を！

おります。

県では警察を中心に日常の活動を通じて事故防止のための広報や具体的指導を行っており、

本誌五月号でも水死事故防止を呼びかけましたが、保護者などおとな一般はもちろん施設の管理者なども十分気を配って、子どもを、悲惨な水の事故から守るようにならねばなりません。

保護者など おとな一般に

一、家の近くに川、沼、池など、こどもの遊び場所とありやすい危険なところがあれば、隣近所が協力して早く立て札を立てたり、サクや鉄線をはったりして、事故を起こらないようにしましょう。

施設の管理者などへ

一、危険区域には、水泳禁止などの立て札をたてる。
二、海水浴場などでは、規模に応じた監視員などを配置し、万一の場合にそなえておく。
三、貸ボートなどの業者は定員外乗船をさせない。また、悪天候下での船出をしないようにしましょう。

夏山遭難は不注意から



立山・剣岳・薬師岳をはじめ県内の山は、つゆあけと同時に本格的な夏山シーズンを迎えます。

昨年のシーズン中には、雪渓事故や不注意による転落等、24件の遭難が発生しています。この数字は、昨年1年間の遭難件数42件の57%にあたります。夏山とはいえ決して山を甘くみてはならないことを物語っています。

これから夏山をめざそうとされる方は次の事柄に十分注意してください。

●山へ入る前には

1. トレーニングを十分つんでおく。
2. 無理のない行動計画をたてる。
3. 家族・学校・勤務先などに日程を知らせる。
4. 登山届を先行地の警察本部と地元警察署へ提出する。
5. 装備は使いたれたものを選び、点検・整備につとめる。
6. 食糧は食べやすく、手軽で栄養価の高いものを選ぶ。
7. 防寒具・雨具を忘れない。

●山へ入ったら

1. 気象情報に注意する。
2. 早だし、早着きの原則を実行する。
3. コースをよく確かめ慎重に行動する。
4. 落石に注意し、自分でも絶対石を落とさない。
5. お互いに協力し、助け合う。





非行の影響著しい
俗悪図書類の自動販売機の撤去事例

少年をとりまく 環境の浄化

有害雑誌に指定したポルノ雑誌

県内で起きた少年非行の事例から

その1

D少年はか二五名は、ポルノ雑誌の記事、写真に刺激され、ポルノ雑誌の万引を手始めに盗みを重ね、自転車、自動車、ポルノ雑誌を盗んだ。

その2

F少年らは、ポルノ雑誌を回し読みするうちに、性に対する興味がつり、約五カ月間におたり、ポルノ雑誌、カセットテープ、タバコ等を盗んだほか、深夜、中学・高校の女子運動クラブ更衣室に侵入して、女子運動衣を身につけたり、女子浴場をのぞき見していた。

その3

G少年らは、ポルノ雑誌のワード写真や性的記事に刺激されて、旅館や留守家庭等を利用して云々……

という、少年が俗悪なポルノ雑誌やテレビ、映画、広告物等に刺激されて起こす非行が多くなっています。

また、盛り場等が少年たちの非行化の温床になっているものも相当見受けられます。

このような現状から少年をとりまく環境浄化が、今日ほど強く望まれるときはないと思います。

環境浄化へ住民の結束

別表に載せたのは、昨年制定された「富山県青少年保護育成条例」ですが、県内では、関係機関や県民のみなさんの協力での運用に効果をあげてきています。

しかし、条例の運用だけでは完全な浄化は図れません。業者

の自主規制の徹底や、県民あがりの浄化活動の展開こそ、その効果があがるというものです。

県内には少年に悪い影響を及ぼしているとみられる、ポルノ雑誌などの自動販売機を、住民組織が中心になって撤去させる運動が活発になっていきますので

いくつかの事例を紹介します。

俗悪な図書類の自動販売機を撤去させた事例

撤去させた事例

●氷見市・魚津市では青少年育成市民会議が、「青少年の非行防止とよい環境づくり」キャンペーンを実施し、市内に設置されている雑誌自動販売機の撤去を最重点事項として取りあげ、母親を中心とした懇談会、チラシ、チェックカードによる啓発運動を繰り返して、販売業者や場所提供者に対し、雑誌自動販売

機の撤去を要請、効果を挙げました。

●PTA等が中心になってこの問題を取りあげ、通学路にあるこの種のもの撤去に業者の理解を得たところとして、高岡市

理解と協力を

業者の方へ
一般成人の方へ

ともかく、ポルノ雑誌等が、青少年が非行化へ転落する原因

になっていないことは間違いないところ。販売業者の方の

理解ある積極的な自主規制が望まれます。



雑誌自動販売機

富山県青少年保護育成条例

(52年10月1日施行)

次に掲げる11の規制項目に対し違反行為があると罰金や料金が科せられます。

- 有害興行の指定・観覧の禁止
- 有害図書等の指定・販売の禁止
- 有害広告物に対する措置
- 自動販売機の表示・措置
- 有害がん具類の指定・販売禁止
- 質受け・古物の買受け、金銭貸付けの制度
- 有害遊技場の指定・措置
- みだらな性行為等の禁止
- 入れ墨等の禁止
- 有害行為のための場所提供の禁止
- 深夜外出の制限

一方、一般成人の方で、もしこのような雑誌等読み終えたら

少年のいる家庭や職場に放置し

ないようにしてください。

もちろん不良行為のたまり場になるような場所を与えたりしないよう注意してください。

果実飲料を考える



暑い時期を迎えて、冷たい飲み物の恋しい時期となりました。しかしながら、一口に清涼飲料といっても、その内容は多種多様で、大まかに分類しても、

(1)炭酸飲料、(2)果実飲料、(3)乳酸飲料に区分されます。なかでも、果実飲料の伸びには目をみはるものがあります。その理由としては、人工着色料などの食品添加物を含まないこと、ビタミンCが豊富ですぐれたアルカリ性食品であることや、果実生産量の増加、製造技術の著しい進歩により、品質や価格が比較的安定していることなども大きな原因となっています。今回はこの果実飲料について考えてみ

ましよう。わが国で果実飲料が製造されたのは、明治三〇年頃、和歌山県の業者がみかんを搾り、びん詰めにし「ミカン水」と称して出荷したのが最初といえます。

戦後、合成香料、酸味料、着色料、甘味料などだけで製造された「うそつきジュース」が出現した例もあり、このため三七年に制定されたJAS規格で規制されるようになりました。

果実飲料は、JAS規格では表1のように分類されています。そして、JAS法に基づく品質

表示基準や、景表法に基づく公正競争規約により、必要な表示事項、表示方法、表示禁止事項

選ぶ時には表示を参考に

一般的に表示事項として義務づけられているものには、品名、原材料実名、果汁含有率、原材料名、内容量、製造年月日及び製造者名または販売者名などがあります。また、表示禁止事項としては、例えば、天然果汁以外のものには「ジュース」の名称は使用を禁止していること、天然果汁であっても、生、フレ

が義務づけられており、製品の内容や状態が正しく判断できるようになっています。

ツシュ、新鮮であることを示す用語は使用できないことなどがあります。その他、製品の内容を誤認させるような文字、絵なども不当表示として禁止されています。

なお、食品添加物については各分類に応じそれぞれ使用が禁止されています。(表2参照)



表2 含んでならない食品添加物

| | 濃縮果汁 | 天然果汁 | 果汁飲料 | 果肉飲料 | 果汁入り清涼飲料 |
|-------|------|------|------|------|----------|
| 合成甘味料 | × | × | × | × | |
| 合成着色料 | × | | | | |
| 合成殺菌料 | × | × | × | × | × |
| 合成糊料 | × | × | × | | × |
| 合成香料 | × | × | × | × | |
| 漂白剤 | × | × | × | × | × |
| 着色料 | | × | × | × | |
| 糊料 | | | | × | |

表1 果実飲料の分類

| | |
|-----------|--|
| 天然果汁 | 果汁含有率 100% |
| 果汁飲料 | 果汁含有率50%以上 100%未満。 |
| 果肉飲料 | 果実を破碎し裏ごししたもの(ピューレ)を飲用に適した状態に調整したもので果実の種類ごとにピューレの含有率が規定されている。 みかん50%以上、もも40%以上、りんご30%以上 |
| 果汁入り清涼飲料水 | 果汁含有率10%以上50%未満。 炭酸ガスを圧入したもの、乳酸菌飲料を添加したものもある。 |
| 果粒入り果実飲料 | 果汁含有率10%以上の果実飲料で、みかんのさのうや果実の細切れ(含有率5%以上3%以下)を加えたもの。 |

栄養面も考えて

果汁には、ビタミンCやアルカリ性ミネラルが含まれており果汁の含有率の高いものほど栄養価も高くなります。一般的にビタミンCの含有量は、天然果汁一〇〇mg/L、果汁飲料中に二〇〜四〇mg/L程度です。(注)みかん一個一〇〇mgにはビタミンC五〇mgを含有。成人の一日のビタミンC必要量は五〇mg)



最近、糖分のとり過ぎによる「かけ」の多発が報告されています。国民生活センターのテスト結果によれば、糖の含有率は、天然果汁九割前後、果汁飲料一割、果汁入り清涼飲料一

買う時の注意

一〜二割となっており、できるだけ糖分の少ないものを選ぶ。ととともに、飲みすぎないように注意しましょう。

- JASマークを目安にする。
- 製造年月日を確かめ新しいものを選ぶ。
- 原材料、果汁含有率を確かめ目的にあった製品を選ぶ。果実や野菜に代わるべきものとして飲用するには、天然果汁系統の果汁含有率の高い製品

管理の方法、保存の仕方

(1)冷蔵・冷凍の必要のないものでも、涼しく、日光の当たらない冷暗所に保存する。特にガラス容器入りものは光線により色が褐色化したりビタミンが損われることがあります。



装缶が普及していますが、それでも缶臭がつくこともありますので、飲み残しはコップなどに移しかえましょう。

(2)缶詰の場合、飲み残したら、必ずガラス容器に入れて保存する。開缶後、そのまま放置すると、空気と果汁成分により缶が腐蝕され、缶材料のストズが溶出することもあります。これを防止するための内面塗

(3)開缶したら早目に飲むようにしましょう。賞味期間とは、その

(4)なるべく賞味期間内に飲みましょう。賞味期間とは、その

表3 果実飲料の賞味期間 —全国清涼飲料工業会推定—

| | 開封前 | 開封後(必ず密閉し冷蔵庫にて保存する) |
|-----------|-----|---------------------|
| 缶入 | 6カ月 | 15日(ガラス容器に入れ替えて) |
| びん詰 | 6カ月 | 15日 |
| アルミ使用パック入 | 6カ月 | 15日(切口をラップにて密閉して) |
| 紙パック入 | 10日 | 15日(びんに入れ替えて) |

食品に最適の状態では保存され、場合により味や品質を十分に保持している期間のことです。(表3参照)

では保存温度の表示が義務づけられているので、その温度で保存しましょう。

(6)冷凍果実飲料は生果汁を使っているため、マイナス一五度C以下の冷凍庫で保存しましょう。

一括表示例

●商品名と同一視野に大きく記載してあれば省略してよい。

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 品名 | 果実飲料(き釈用、冷凍品) |
| 果実名 | みかん、夏かん、混合 |
| 果汁含有率 | 4倍き釈時果汁 50% |
| 原材料名 | 果汁、砂糖、酸味料 |
| 内容量 | 190g |
| 製造年月日 | かんのふたに略号で記載 |
| 使用方法 | 別の容器に中身をうつし、このかん3杯の冷水を加えてよくまぜてください。 |
| 保存法 | 10℃以下のフリーザーに保存してください。 |
| 製造者 | 東京都千代田区霞が関1の2の100食品株式会社 |

●他の場所に大きく記載してあれば省略してよい。

●県政のうごき——5月16日～6月15日

5月17日 ☒ 県からの自治医大生2人合格

自治医大は、へき地の医師不足解消のために、47年に各都道府県の出資で設立した大学で、今春初の卒業生を送り出しました。県からは富山中部高校卒の中林智之さん(富山市)と戸島雅宏さん(魚津市)が卒業し、中央病院で臨床研修を受けていますが、この日、医師国家試験の結果が発表され、見事合格しました。

県内からは毎年2人ずつ自治医大へ入学しており、へき地等の医師不足解消が図られています。

5月22日 ☒ 知事の田まわり



水田利用再編対策下での今年の知事の田まわりは、高岡市・富山市周辺を皮切りに、6月2日には立山町上市町の2回行われ、水田はもちろん、転作作物などもつぶさに視察し、激励しました。

5月22日 ☒ 県健康増進センター基本構想策定委初会合

52年5月に県健康増進開発研究委員会が答申した、「県民の健康増進に関する当面の方策」に基づき、県健康増進センター基本構想策定委員が初会合を開き、富山市蜷川地内に予定されている同センターの建設に向けて、基本構想を現実にもどのように具体化していくかを早急に調査、研究するために、専門委員による基本構想研究会を発足させることにしました。

5月24日 ☒ 県営栽培漁業センター完成

捕る漁業からつくる漁業を目指す、県営栽培漁業セ



ンターが氷見市に完成しました。

敷地14,784平方メートル、総工費3億4,850万円で建設、クルマエビ、ヒラメ、マガイなど親魚から採卵、ふ化して、放流用の稚魚を生産するもので、沿岸漁業振興のために、大きな期待が寄せられています。

5月25日 ☒ すわ!!富山市一円に大災害—陸海空の防災訓練—



「県内各地に大雨、富山市で大地震、堤防決壊、家屋倒壊、電気・通信網の混乱、火災。一方、富山港ではタンカーが座礁し油に着火」など大災害の想定で、中田知事を本部長とする総合防災訓練が練り広げられ、ヘリコプターの救援など、集まった市民は本番さながらの訓練に目を見張りました。

5月26日 ☒ 今年度初の「知事と語る会」—大門町—

県民との対話による県政を進める「知事と語る会」は、今年度も大門町を皮切りに行われました。中田知事は、集まった約200人の住民の質問や要望に答えながら、県政推進に協力と理解を要請しました。

つゆ＝食中毒

●細菌増殖防止の3原則

- (1)清潔—台所、器具及び食品は、常に清潔に取り扱う習慣をつけること。
- (2)迅速—調理した食品は、細菌の増殖するスキを与えないで早く食べること。
- (3)冷却または加熱—食品は、低温(5℃以下)で保存し、食品の鮮度に注意し、なるべく煮たり、焼いたりして食べること。



5月27日 ☒ 県民大学校専門講座開講式

生涯教育の一環として、新しく県民大学校専門講座が開講しました。この講座は、1つのテーマをもとに系統だった講義を継続的に受講することを目的としており、6月上・中旬から来年2月中・下旬までに、人間の探究・美を探る・暮らしを考えるの3コースに分かれ、定員各100人となっています。

5月29日 ☒ 県コミュニティ問題研究会発足

住みよい近隣社会をつくるために、住民の地域的な連帯感に基づくコミュニティ活動を育成するための施策と行政による条件整備の在り方を探ることをねらいとして、県コミュニティ問題研究会が発足しました。

5月30日 ☒ 消費者の日制定記念大会



消費者保護基本法制定10周年を記念して5月30日を「消費者の日」とすることになりました。創設を記念して、すべての県民が消費者として自覚を高め、合理的な消費生活を促進しようと記念大会を開きました。

6月1日 ☒ 県中小企業情報センター設置準備連絡協議会初会合

54年度の開設を目指している、県中小企業情報センターの設置準備連絡協議会が初会合を開き、県側のセンターの基本的な考え方について説明をきき、今後協議を重ねながら10月頃までに基本構想を固めるよう予定をたてました。

6月1日 ☒ 県営子撫川ダム完成



47年春から小矢部川森屋で建設していた県営子撫川ダムが完成し、知事らが出席して祝いました。(関連記事本誌6頁参照)

6月6日 ☒ 中田知事らブラジルへ

6月18日、ブラジル・サンパウロ市で開催される、「ブラジル日本移民70周年記念式典」に参加するため中田知事が出発しました。8日夜成田空港出発、ロスアンゼルスで今秋派遣する県農業青年の船の受け入れ農家との懇談や農場を観察してブラジルへ渡り、式典に出席して24日帰国しました。

6月6日 ☒ 大辻山線の起工式

上市町と立山町を山林地帯で結ぶ広域基幹林道大辻山線起工式を行いました。(本誌8頁参照)

6月12日 ☒ 郷倉千靱氏の作品購入—県立美術館収蔵作品—

55年度に開館予定の県立美術館に収蔵する作品として、小杉町出身の日本画家の重鎮、故郷倉千靱氏の作品9点を購入しました。このうち「西王母」は氏の代表作といわれているものです。

6月13日 ☒ 第8回県青年の船団員内定者発表

10月27日(農業部門＝アメリカ)、11月1日(一般部門＝インドネシア)に出発する予定の、第8回県青年の船の団員予定者が発表され、出発までの間数回の研修を終えて正式決定されることになりました。

夕映

中山 巍作
在・秘書課

独立美術協会会員中山巍(たかし)は岡山市出身、日本フォービズムの先達として洋画界に新風をもたらした異色の作家である。

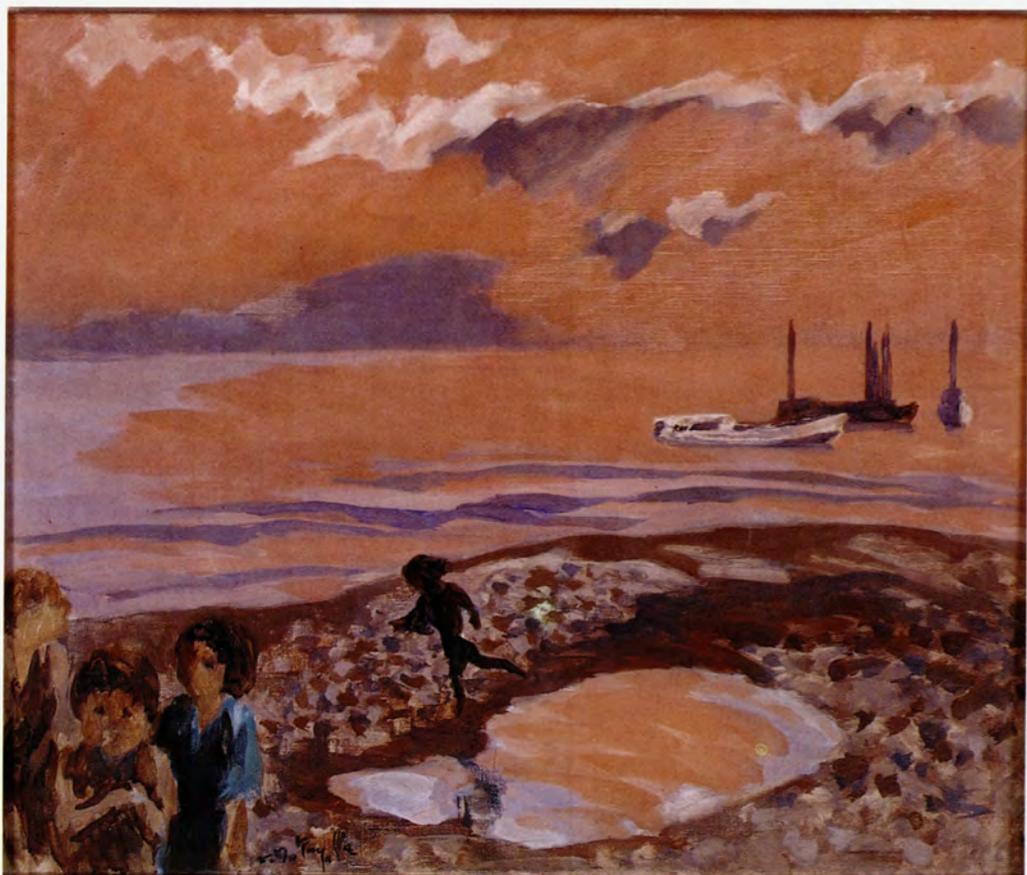
大正九年に東京美術学校卒業。藤島武二に師事、同校在学中に「樵夫」が帝展に初入選し、早くも美術界に頭角を現わした。

大正十一年から六カ年間滞仏、当時フランスの大家ブラマンクに師事しフォービズムの影響を受けた。帰国後昭和五年独立美術協会の誕生に当り創立会員として活躍し、日本の新しい洋画の先駆者となり、昭和二十七年年度の日本芸術院賞を受賞している。

「夕映」は昭和二十年代の充実期の作品で、朱色を基調に停泊の船、浜辺の家族など、躍動的タッチであるが静かな夕映の海辺、情緒を適確にとらえみごとである。

晩年まで絵筆に親しんだ老大家であったが、去る五月十九日に八十四歳で急逝されたことはまことに惜しまれる。代表作には「マチス礼賛」「画家とモデル」など明るい色彩と力強いタッチの作品があり、日本フォービズムを代表する名作であろう。

佐藤 良成



旧軍人恩給の請求はお済みでしょうか?

請求期間 9月30日で満了

一時恩給

旧軍人で、次に掲げる方の中にまだ恩給を請求していない方は、今年九月三十日で請求期間が満了しますので、ご注意ください。

○ 軍人であった期間が引き続き三年以上七年未満の「下士官以上」の方。
(兵であった方の一時恩給は五七年十一月六日が満了日ですから、それまでに請求してください。)

普通恩給

○ 上海事変(昭和七年二月から六月)支那事変(昭和十二年七月から十四年三月)、あるいは昭和十九年七月上旬(昭和十六年十二月六日以降の場合もあり)以降に、内地部隊に属した期間に加算年(内地勤務加算年といふ)が加えられることにより恩給の資格が認められる人。(内地部隊で内地勤務加算年が認められない部隊もあります。)



旧軍人恩給請求の問い合わせ先
〒930 富山市新総曲輪一―七七
富山県社会福祉課恩給係
☎ 富山三―局四一―一
内線四一六

○ 旧満州国政府や旧南満州鉄道株式会社(このほかにも認められる外国政府や外国特殊法人があります)の職員などであった期間が、軍人として在職した期間に加えることにより恩給の資格が認められる人。

転作シリーズ

大豆作りのポイント

大豆を増収するには開花後の根の健全な発育をはかり、病害虫の防除を徹底することが必要です。

1. 中耕・土寄せ

中耕・土寄せは、土壌中の通気性と根の発育を促し、また雑草の発生を防ぎます。第1回目の中耕・土寄せは、は種後20―25日目頃に、その後15日目頃までに第2回目を行います。

病害虫の防除

(文中の薬剤名については普及所へお問い合わせください)

2. 害虫の防除

大豆の葉、さや、子実に被害を与える害虫は一般に7月中旬から9月上旬に発生しますが、特にさやの伸長中期は、「カメムシ」類の食害が多くなります。防除法は7月中―下旬と、その後30日目頃の2回に「MEP」または「MPP」粉剤を10アール当たり4 ㎏散布します。

3. 病害の防除

大豆の病害のうち、特に紫斑病が開花期間と子実の肥大初期に発生し、結実後、子実に紫斑ができて品質が悪くなることが多いので、7月下旬と8月中―下旬に10アール当たり「チオファネートメチル」粉剤を4 ㎏または「ペノミル」水和剤の1000倍液を100―150%散布します。

自然に親しむ

ふるさと歩道を

親子で
グループで

暑くなってきましたが、いかがですか。



●すばらしい眺望と豊かな植物群 医王山ふるさと歩道

延長／15.3km(各バス停までの距離含む)
一周／約6時間(各バス停までの距離含む)
問い合わせ先／福光町都市振興課

福光駅から
太美行バス約20分
福光温泉

●すばらしい神通の峡谷美と尾根道 御前山神通峡ふるさと歩道

延長／10.8km 一周／約5時間
高山線笹津駅・バス停(笹津)から出発点まで徒歩約15分
問い合わせ先／大沢野町産業課



草いきれがムンムンする中で、日の暮れるのも忘れて遊んだ子供頃の思い出を、今の子供達にも味あわせたいと思いませんか。富山県内のすばらしい自然に

接する機会を、家庭生活の中に持っていたきたいのです。

立山の室堂や県民公園、頼成の森、極楽坂のゴンドラリフトを利用しての大山歩道なども良いでしょう。

きょうここで紹介する「県民ふるさと歩道」などいかがでしょうか。家族連れやグループで、涼風が心地よい緑濃い樹木の中で、自然のしくみや複雑さ、偉大さ



●潮風が吹きあげる史跡 史跡ふるさと歩道

延長／7.5km 一周／約4時間
阿尾から森寺まで車で約15分
問い合わせ先／氷見市商工観光課

ふるさと歩道では

- 自然を傷つけたり、汚したりすることのないよう お互いにエチケットを守りましょう。
- タバコの火には充分注意しましょう。
- コースや所要時間などを調べて無理のないようにしましょう。



●日本海を見おろす史跡の丘 朝日ふるさと歩道

延長／14.3km 一周／約6時間
越中宮崎駅から鹿島神社まで徒歩12分
泊駅から笹川城山口まで徒歩40分(バス便あり)
問い合わせ先／朝日町産業課